

現 場 説 明 書

- 1 工 事 名 称 出水総合医療センター内部改修建築工事
- 2 工 事 場 所 出水市明神町520番地
- 3 工 事 内 容

| 名 称 | 当該工事 | 別途工事 |
|--------------------------|------|------|
| 1 建築工事 | ○ | |
| 2 給排水設備工事 | | ○ |
| 3 電気設備工事 | | ○ |
| 4 空調設備工事 | | ○ |
| 5 昇降機設備工事 | | ○ |
| 6 家具、カーテン、ブラインド | | ○ |
| 7 外棚工事 | | ○ |
| 8 その他設計図書及び現場説明 に示す範囲 | ○ | |
| 9 防水工事 | | ○ |
| 10 外構工事 | | ○ |
| | | |

- 4 工 事 期 間 着 手 契約時
完 成 平成27年3月27日又は 日間
- 5 支 払 条 件 出水市病院事業会計規程による。
- 6 質 疑 回 答 質問事項等がある場合は、文書にて担当課へ問い合わせること。
- 7 設 計 図 書
 - (1) 工事用仮設電力，工事用用水，工事用電話，工事用事務所は業者負担とする。
 - (2) 落札者は仮設配置（安全対策）計画書を作り監督職員に提出し承認を得ること。
なお、実行工程表と毎月月末毎の工事月報を翌月7日までに提出すること。
 - (3) 本工事は、着工に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。
 - (4) 添付資料の設計内訳書は参考資料であり、入札に際しては設計図書により積算し、参加すること。
 - (5) 本工事の着手時に使用材料承認願書 下請通知書等を提出し、係員の承諾を受けてから、施工すること。
 - (6) 車両は、敷地内は5k m/h以下で走行し、歩行動線等が予想される位置については、一旦停止をするよう工事関係者に周知徹底すること。
必要に応じ、交通誘導員を配置すること。
 - (7) 公共施設内での工事であることを工事関係者に周知徹底（喫煙の禁止等）し、工事範囲であることが病院内の人に明確にわかるようにすること。

- (8) 現場代理人、監理技術者又は主任技術者は、現場において腕の見易い所に腕章を着用すること。腕章の仕様は、監督職員と協議するものとする。
- (9) 施設の運営をしながらの改修工事となるため、安全を最優先にして次の事項を厳守し、工事を行うこと。
- ・ 工事作業着手前に病院へ事前に確認を行うこと。
 - ・ 原則、騒音・振動等を伴う作業については、病院と事前に協議を行うこと。
 - ・ 外来棟内の施工時間は全日とし、騒音・振動を伴う作業は、原則、午後から行うこと。ただし、土曜日・日曜日・祝日については、この限りでない。
また、院内の状況及び騒音・振動の程度により作業の停止等を指示する場合がある。
 - ・ 夜間作業は、騒音・振動が伴わない範囲とすること。
 - ・ 施設運営を妨げない通路の確保を行うこと。
- (10) 本工事については、当該敷地内の全施工業者と工事の安全等に関する協議会を設置し、月1回の活動をすること。